

令和6年度秦野市羽根地区森林資源活用拠点（仮称）における  
経済波及効果等調査委託業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務名称

令和6年度秦野市羽根地区森林資源活用拠点（仮称）における経済波及効果等調査委託業務

2 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

3 業務期間

契約締結の翌日から令和6年10月31日（木）まで

4 提案限度額

8,580,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加資格

- (1) 元請け又は元請けの協力会社が、過去10年以内に官公庁の地域経済循環調査、経済波及効果、経済分析、森林資源や森林関連産業に関する計画策定や調査等、同種又は類似の業務を受注した実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（成年後見人、被保佐人、被補助人、破産者で復権を得ない者等）に該当しないこと。
- (3) 事業税、消費税、地方消費税、固定資産税及び住民税を滞納していないこと。
- (4) 秦野市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員と密接な関係を有すると認められる者に該当しないこと。

## 6 スケジュール

項目	期間等
(1) 公募開始	令和6年4月10日(水)
(2) 参加申し込み受付期限	令和6年4月24日(水)正午まで
(3) 質問書の提出期限	令和6年4月24日(水)正午まで
(4) 参加資格審査結果通知の発送	令和6年4月30日(火)
(5) 質問書に対する回答	令和6年4月30日(火)
(6) 企画提案書の提出期限	令和6年5月8日(水)正午まで
(7) 企画提案書の審査会	令和6年5月14日(火)(予定)
(8) 提案者への結果通知の発送	令和6年5月下旬
(9) 契約の締結	令和6年5月下旬

## 7 参加申し込み

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次のとおり書類を提出すること。  
書類様式については、ホームページから入手すること。

### (1) 提出書類

ア 参加申出書(様式1)

イ 参加者概要書(様式2)

ウ 過去10年以内に官公庁の地域経済循環調査、経済波及効果、経済分析、森林資源や森林関連産業に関する計画策定や調査等、同種又は類似の業務を元請けで受注した実績を証する書類(契約書の写し等)。

エ 会社概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等

### (2) 提出部数 1部

(3) 提出期限 令和6年4月24日(水)正午まで

(4) 提出場所 秦野市役所(環境産業部森林ふれあい課)

(5) 提出方法 持参又は郵送(必着)とする。

### (6) 参加資格審査結果の通知

提出された参加申出書等の書類をもとに、プロポーザルに参加できる者を決定し、その結果を令和6年4月30日(火)までに参加申出のあった者全員に郵送により送付する。

## 8 質問の提出及び回答

本業務に対して質問がある場合は、次のとおり書類を提出すること。

- (1) 提出書類 任意様式
- (2) 提出期限 令和6年4月24日(水)正午まで
- (3) 提出場所 秦野市役所(環境産業部森林ふれあい課)
- (4) 提出方法

電子メールにより提出すること。メールの表題を「羽根森林資源活用拠点の経済波及効果等調査プロポーザル質問(事業者名)」とし、メール送信後に確認の電話を行うこと。

- (5) 質問書への回答

質問に対する回答は、令和6年4月30日(火)までに本市ホームページ上で行う。

## 9 企画提案書等の提出

企画提案書は、次のとおり書類を提出すること。

なお、期限までに提出がない場合は辞退とみなす。

- (1) 提出書類

ア 正本(様式3を表紙とする)

イ 副本(様式4を表紙とする)

- (2) 提出部数

ア 正本 1部(クリップ留め、表紙A4版、提案書A4版)

イ 副本 9部( // )

- (3) 提出期限 令和6年5月8日(水)正午まで

- (4) 提出場所 秦野市役所(環境産業部森林ふれあい課)

- (5) 提出方法 持参又は郵送(必着)とする。

- (6) 企画提案の内容

ア 企画提案書

企画提案書には、次の内容を盛り込むこと。

- (ア) 業務実施体制及び関連業務実績

人員配置、配置予定者の資格及び業務実績について

- (イ) 全体スケジュール及び役割分担

工程、進行管理方法及び本市と受注者の役割分担

- (ウ) 内容

仕様書「5 業務の内容」についての実施方法

イ 企画提案書(公開版)

ウ 価格提案書（任意様式）

契約金額の上限を考慮して設定し、詳細な内訳書を添付すること。

なお、契約金額の上限を超えたものは、失格とする。

(7) 留意事項

ア 企画提案書は、表紙及び価格提案書を除き、A4版用紙・5枚以内（片面10ページ以内）にまとめること。

なお、テーマごとのページ配分は自由とする。

イ 企画提案書は、基本的な考え方を簡潔に記載し、文字は読みやすい大きさ（10.5ポイント以上）とすること。引用する場合は、必ず出典元を記載すること。

ウ 企画提案書には、提案者を特定することができる記載は行わないこと。

エ 企画提案書（公開版）は公開資料とし、それ以外は非公開資料とする。

なお、企画提案書（公開版）については、本業務の受託者の選定の透明性を確保するため、全ての参加者のものを公開資料とするため、それを前提に作成すること。

10 選定方法

本市職員により構成する選定委員会を設置し、受注候補者を選定する。

次表の「評価の視点」に基づき、それぞれ5段階で評価し、委員の点数を合計した総得点により順位を決定する。

A（優）	B	C（基準）	D	E（劣）
配点×1.0	配点×0.8	配点×0.6	配点×0.4	配点×0.2

(1) 審査基準

テーマ	審査項目	評価の視点	配点
1	業務実施体制及び関連業務実績	<ul style="list-style-type: none"><li>・本業務を効果的、効率的に遂行するため、人員配置が適切であるか。</li><li>・過去10年以内に官公庁の地域経済循環調査、経済波及効果、経済分析、森林資源や森林関連産業に関する計画策定や調査等、同種又は類似の業務を元請けで受注した実績を有しているか。</li></ul>	10

2	全体スケジュール及び役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実施フロー及びスケジュールが現実的で無理のないものとなっているか。</li> <li>・本市と受注者の役割分担が明確かつ妥当か。</li> <li>・進行管理方法が適切であるか。</li> <li>・仕様書を補完する企画が示されているか。</li> </ul>	10
3	官民連携事業スキームについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容に沿った手法の提案がされているか。</li> <li>・民間事業者の選定方法、官民の役割分担のあり方等に関して工夫された提案がされているか。</li> <li>・民間事業者の事業参画意欲を高めるための提案がされているか。</li> </ul>	25
4	経済波及効果等の調査について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済波及効果の調査の方法・内容について、当該地の実態を踏まえた、提案がされているか。</li> <li>・拠点整備に伴うにぎわい創出効果、その他の事業効果の検討について、適切な方法・内容が提案されているか。</li> <li>・経済波及効果等の分析イメージがわかりやすいものとなっているか。</li> </ul>	25
5	独自提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独自の提案がされているか。</li> </ul>	15
6	価格提案書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の目的を達成するための業務の対価として妥当な価格により積算されているか。</li> </ul>	15
合 計			100

※ 得点と同じ提案があった場合は、選定委員会委員による投票により、決定する。

※ 参加者が1者であっても、プレゼンテーションを実施し、審査を行う。審査の結果、提案された内容が実施要領及び仕様書等の内容を満たすと判断された場合は、その1者を受注候補者とする。

## (2) 企画提案書審査会

ア 日にち及び会場

令和6年5月14日（火）（予定） 秦野市役所5階 5A会議室  
時間については、企画提案書提出者に別途通知する。

イ プレゼンテーション時間

各提案につき45分（あいさつ5分、提案の説明20分、質疑応答20分）程度

ウ 注意事項

- (ア) プレゼンテーションは、企画提案書を受けた順に、個別に実施する。
- (イ) 参加者は、1グループ4名以内とする。（配置予定の管理技術者及び主担当者は必ず出席すること）
- (ウ) プレゼンテーションは、提出済の企画提案書により行い、追加資料の提出及び提示は認めない。提案説明の際、スクリーンは本市で用意する。
- (エ) 本市は、本業務の受託者の選定を行うために必要な範囲において、企画提案書等を複写することがある。

1.1 審査結果の通知及び公表

審査結果は、提案者全員に文書により通知する。

なお、審査結果は評価の公表性、透明性等を示すため、参加事業者名を伏せて、本市ホームページ上で公表する。

1.2 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加するために要する一切の経費は、提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (2) 提出期限後における書類の差し替え、追加提出及び再提出は認めない。
- (3) 審査結果に対する異議申立ては、これを認めない。
- (4) 企画提案書類等に虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、当該提案を無効にする。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、秦野市情報公開条例（平成17年10月4日条例第14号）に基づき企画提案書（公開版）を公開するものとする。
- (6) 受注候補者として選定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、ヒアリングを実施する場合がある。

1 3 問合せ先

秦野市環境産業部森林ふれあい課

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号

電話 0463-82-9631 (直通)

FAX 0463-82-6256

E-Mail [shinrin-f@city.hadano.kanagawa.jp](mailto:shinrin-f@city.hadano.kanagawa.jp)